

○豊見城市アンバサダー設置要綱

令和5年7月5日告示第60号

改正

令和7年3月31日告示第46号

豊見城市アンバサダー設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の魅力をSNSで広く発信することにより地域特産物のブランド力向上や地域の活性化を図るための豊見城市アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる基準により公募し、又は官公庁等により推薦された者のうちから選定し、市長が委嘱する。

- (1) SNSを通じて情報発信を行っている者であって、多数のフォロワーを有しているもの
- (2) イベントや特産物等市の情報発信に意欲のある者
- (3) 市の広報活動に適任であると認められる者

2 市長は、委嘱する者の決定にあたっては、豊見城市市政運営会議設置規程（平成11年豊見城村訓令第13号）第8条に規定する序議に付した後に決定する。

(活動)

第3条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) SNSで市の魅力を発信すること。
- (2) 市が主催等するイベントへ参加し、情報を発信すること。
- (3) 市の広報活動に対して専門分野の観点からの助言及び協力すること。

(報償)

第4条 アンバサダーの報償は、無償とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予算の範囲内で報償その他費用を支払うことができる。

(任期)

第5条 アンバサダーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期中であっても、アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する活動を怠ったとき。
- (2) アンバサダーとしての適格性を欠くと認められる行為があったとき。
- (3) 自己の都合により解嘱を申し出たとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により任務を遂行することが困難であると認められるとき。

(事務局)

第7条 アンバサダーに関する事務は、総務部秘書広報課において処理する。

(委託)

第8条 市長は、アンバサダーに関する事務の一部を事業者に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、アンバサダーの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第46号抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。